

2017 年 4 月 27 日

「LT会」会報第 17-2 号（総 170 号）

上海 LT コンサルティンググループ

赴任時・帰国時の税務処理

LT グループ高級顧問

前田公認会計士・税理士事務所

日本国公認会計士/税理士

前田勝己

みなさま、こんにちは。LT グループ高級顧問の前田勝己と申します。LT グループが関与する中国国内での事業再編や日中間の取引の結果生じる税務問題や会計処理について、日本の会計/税務の観点から業務を提供しています。この会報では、みなさまに主として日本の税務、会計制度についてのトピックス・留意点を、できるだけわかりやすい言葉で解説していきたいと思ひます。

日本の確定申告時期も過ぎ、税理士としての業務もようやく一段落の時期となりました。確定申告の期間中はこの会報もご無沙汰しており、また気付けば桜も散ってしまい、慌ただしく新緑の季節の到来です。

春は人事異動の時期でもあります。中国からの帰任、あるいは、新しく中国に赴任される方もおられるのではないのでしょうか。今回は日本出国時、および、日本帰国時の税務処理について解説をしたいと思ひます。

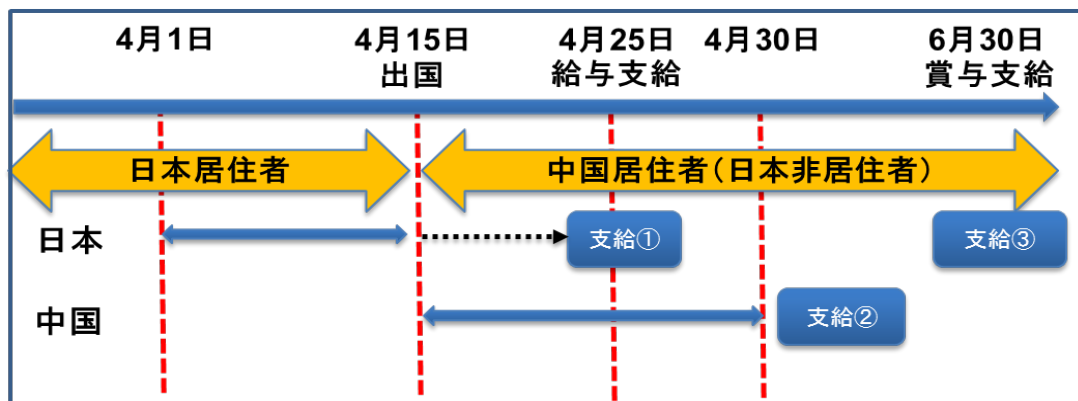
まず、日本から海外に赴任されるケース、つまり、日本非居住者となられる方の税務処理についてみていきましょう。

A 氏：4 月 15 日に中国赴任（出国）

給与支払日：4 月 25 日（支給対象期間：4 月 1 日～4 月 15 日）

賞与支払日：6 月 30 日（支給対象期間：10 月 1 日～3 月 31 日）

中国での給与支払日：5 月 1 日（支給対象期間：4 月 15 日～4 月 30 日）



この場合の日本および中国での課税関係は下記のとおりです。

	日本	中国
支給①	非課税	非課税
支給②	非課税	課税
支給③	課税	非課税

基本的に中国でも日本でも、所得の源泉が生じた国（地域）において課税権が発生します。給与の支払時期は問わず、その給与の発生原因となる労働が行われた（役務が提供された）国で課税されることになります。したがってA氏は4月15日までは日本で勤務していたわけですので、4月15日までの勤務の対価である給与および賞与は日本で課税され、4月16日以降の勤務の対価である給与および賞与は中国で課税されることとなります。

であれば、支給①の給与は、日本での勤務の対価を中国において受け取ったものであり、日本で課税されると思いきや、日本で「非課税」となっています（中国においても非課税です）。これは、日本の所得税の規定において、給与計算期間の途中で非居住者となった場合で、その計算期間が1ヵ月以下である場合には、その給与を国内源泉所得として取り扱わなくて良い、という規定があるのです。したがって特例的に、日本国内源泉所得であったとしても非課税となるわけです。なんか少し得した気分ですね。

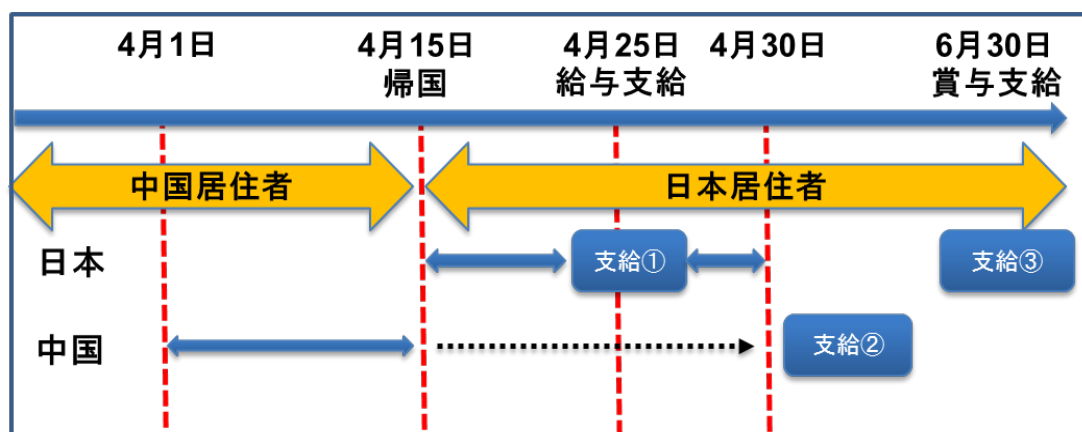
次は帰国時のケースです。

B氏：4月15日に日本帰国

給与支払日：4月25日（支給対象期間：4月15日～4月30日）

賞与支払日：6月30日（支給対象期間：10月1日～3月31日）

中国での給与支払日：5月1日（支給対象期間：4月1日～4月15日）



この場合の日本および中国での課税関係は下記のとおりです。

	日本	中国
支給①	課税	非課税
支給②	課税	課税
支給③	課税	課税

日本居住者の場合、国内源泉所得に加え、国外源泉所得も含めた「全世界所得」が課税対象となります。したがって、日本帰国後に受領する給与と賞与は、そのすべてが課税対象となるわけですね。となりますと、上記表のとおり、支給②と支給③については、日本でも中国でも課税される状態、つまり「二重課税」が発生することになります。B 氏の居住地である日本にて外国税額控除の手続を取ることで中国で支払った所得税の一部は日本で取り戻すことができます。ただし、実務的には、日本の所得税率より中国の税率のほうが高いため、その一部しか取り戻すことができません。

日本出国時と帰国時の給与賞与に関する課税関係は、居住者/非居住者の違いにより異なります。後々の税務調査で痛い指摘をされないよう、十分ご注意ください。

以上